

第十三回国会 建設委員会 議録 第二十五号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日) 午前十時五十一分開議

出席委員

- 委員長 松本 一郎君
- 理事 鈴木 仙八君 理事 田中 角榮君
- 理事 村瀬 宣親君 理事 前田榮之助君
- 淺利 三朗君 宇田 恒君
- 小平 久雄君 内藤 隆君
- 西村 英一君 三池 信君
- 福田 繁芳君 増田 連也君
- 池田 峯雄君 田中織之進君

出席國務大臣

建設大臣 野田 卯一君

出席政府委員

- 特別調達庁長官 根道 広吉君
- 建設事務官 (管理局長) 澁江 操一君
- 建設事務官 (住宅局長) 師岡健四郎君

委員外の出席者

- 建設技官(住宅局建築防災課長) 村井 進君
- 専門員 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君

四月二十五日

道路法改正案中特別負担金の條項削除の請願外一件(笹山茂太郎君紹介)(第二三三〇号)

同(山本猛夫君紹介)(第二三七一号)

同(河野謙三君紹介)(第二三三二七号)

同(國司安正君紹介)(第二三三七三号)

同(河原伊三郎君紹介)(第二三三九八号)

同(西村英二君紹介)(第二四二二三号)

同(石原眞吉君紹介)(第二四二四二号)

同外三件(坪川信三君紹介)(第二四二五五号)

鍋田川に圍直轄改修工事施行の請願(江崎眞澄君紹介)(第二三三三九号)

木曾川下流改修工事促進の請願(江崎眞澄君紹介)(第二三三三九号)

秋法、放森間産業道路開設の請願(大石武二君外一名紹介)(第二三三六六号)

河川の水利用許可権國家移管反対等に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第二四二六六号)

下田より下河津、上河津を経て天城、湯ヶ島温泉及び修善寺に至る間を産業觀光道路として改修工事施行の請願(富山鶴吉君紹介)(第二四二七二号)

下田、南崎間を産業觀光道路として改修工事施行の請願(富山鶴吉君紹介)(第二四二八八号)

伊豆半島一周觀光循環道路開設の請願(富山鶴吉君紹介)(第二四二九九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

公共工事の前拂金保証事業に関する法律案(内閣提出第一五〇号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案(内閣提出第一六四号)

耐火建築促進法案(鈴木仙八君外十三名提出、衆法第三四号)

○田中委員長代理 これより建設委員会を開会いたします。

本日は委員長不在でありますので、私がかわつて暫時委員長の職務を行います。

日程に従い日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案、内閣提出第一六四号を議題といたします。

本案につきましては昨日質疑を終了いたしました。これより本案につき討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。前田榮之助君。

○前田委員 私は日本社会党を代表いたします。詳細は本會議で説明申し上げますが、大体簡単に申し上げます。日米安全保障條約そのものの締結については、日本が独立をした後に對等の立場でやるべきものであつたものを、取急いでこういうふうなことをやつて、日本を隷屬的な立場に置いて、国内におけるいろいろな法規が今制定されようとしておるのであります。農地その他土地、建物等を強制的に取上げる、こういう案については、日本社会党は反対であることを表明いたします。

〔田中委員長代理退席、委員長着席〕

○松本委員長 池田峯雄君。

○池田(峯)委員 私は日本共産党を代

表いたしました。反対の意思を表明するものであります。この法律は名目だけとはいながら、日本が独立し、その獨立後に施行される法律であり、その法律ではなくして、明らかにアメリカ軍のための法律なのであります。すなわち駐留軍の用に供するために、日本の農民の土地を無制限に、無期限に使用せしめ、收用するといふ、そういう法律なのであります。しかも、日本国とアメリカ合衆国との間に結ばれた行政協定なるものは、これは明らかに條約でありまして、国会の承認を経るべきものであるにもかかわらず、国会の承認なくして政府がかつてにきめた行政協定は、明らかに無効であり、とりまして出て来ましたところの、土地等の使用等に関する特別措置法案、これはまったく憲法上提出すべからざる法律を提出して来たのであります。そういう意味からいつて、まず反対をしなければならぬ法律であるのであります。この内容を見ますに、政府の答弁によりますと、占領軍が今までの收用した土地をあらためて使用、收用する、そういう措置であつて、新たに農地等を收用することはまずないであらう、こういうふうな答弁でありますけれども、この法律の中にはそういうことがないといふことを保証する何ものもないのであります。アメリカがアジアにおいて非常な野望を持つておるといふことは周知の事実でありま

して、吉田内閣が共産主義國に對抗してアメリカと一体となつてアジアの共産主義勢力に立ち向かうといふ政治的、軍事的意圖は、もはやこれは明らかとなつてありまして、日本はアメリカのアジア征服の第一線基地であるのであります。従いまして、その第一線基地としての役割を日本が果たすためには、日本が洗まざる航空母艦になるのであります。そのためには今後幾多の農地、莫大な農地が飛行場その他軍事基地に接收されるであらうといふことは、これはもう言うまでもないところなのであります。そして、そういう基地があるために、日本国民は再び空襲等によつて莫大な被害をこうむらなければならぬのであります。しかも、これをまたたいたいのであります。しかも、これが起つておるかといふと、アメリカの兵隊のために日本の娘さんたちが春を売つてゐる。そういういじめな姿が至るところに見られるのであります。さらにはまたこの基地内に働いてゐる日本の労働者たちは、王者のよう

にふるまつてゐるアメリカ兵に奴隷のごとく使われてゐる。そういういじめな姿であります。こういういじめな姿をどんでん返して、われわれは絶対反対するものであります。なおまた政府の一部においては、土地等を收用される農民に対しては補償をするといふようなことを宣伝されておりますけれども、そういう補償をするといふ

政府の熱意のいかけらもわれ／＼はこの審議の途上において発見することができなかつたのであります。農林省では標準一町一反の農家に對して二百万の補償をするというようなことを言つておられますけれども、昨日の私の質問に對して岡野國務大臣は、さうなことは私は聞いたことがない、閣議においても問題になつたことがない、こういう答弁でございました。この一事をもつていたしましたも、從來とまつたくかわることなく無慈悲に土地を取上げられ、そうしてまつたく目くされ金で土地をとられた農民は、こじきのようにその土地から追い出されて、みじめな生活をしなければならぬのであるというところは、当然考えられることなのであります。そういう意味合いにおきますと、私もこの法律に絕對反對するものであります。

○松本委員長 西村英一君。
○西村委員 私は、自由党を代表いたしました。ただいま上程されております日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法案に對して賛成の意を表するものであります。行政協定の実施に伴いますアメリカ軍がわが國に進駐いたしますときに、わが國の安全と平和とを確保いたしますために、わが國がこれに積極的協力をするのは当然であります。その場合に、土地、家屋等の使用につきまして、政府もたびたび説明がございましたように、國民の自由意思によつて、隨意契約をもつて大部分のものは処理するけれども、万やむを得ない事情が起りましたときには現在の收用法並びに本法律案により

まして処置をいたしたいというのであります。私はかような意味におきまして、私権を十分重んじまして、やむを得ない事情の起りましたときにはこの法律案によるのが適當と思ひますために、賛成の意を表するものであります。

○松本委員長 村瀬宜親君。
○村瀬委員 私はただいま上程せられましたこの法律案に對し、改進黨を代表いたしました。反對の意を表明せんとするものであります。

連合國による日本の占領は、明後二十八日平和條約の効力発生とともに終了し、徹夜に基く施設及び区域の合衆國軍隊による使用もまた同時に終了し、從つてその後は合衆國軍隊による施設及び区域の使用は、それ／＼の政府が平和條約、安全保障條約及び行政協定に基いて有する権利を條件として兩國の合意に基いて新たに発足すべきものであることは、行政協定第二條に明記せられたところであつて、日米安全保障條約は集團安全保障という兩國の共通の利益のために互いに相手方を信頼して、その基礎の上に結ばれたものである以上、この安全保障條約を実施するための行政協定も、当然このよふな日米兩國國民間の關係を助長するものでなければならぬ。しかるにこの法律案は、鬼面人を驚かすがごとく、伝家の宝刀としての効用を期待してつくられたものであつて、その意圖するところは駐留軍の威圧によつて、土地、建物等の使用または收用を暗黙のうちで強制する結果となるのでありますから、むしろ私は條約上の義務をわが國が履行するには、土地については現行の在地球收用法により、建物その他

の施設については簡單穩健なる便法を講ずることが、日米兩國國民間の和解と信頼を深めるゆえなりと信じ、本法案に反對をするものであります。

○田中委員 私は日本社会党第二十三控室を代表して、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法案に對し、反對の意を表明するものであります。

元來この法案の提出自体が、われわれ憲法違反の疑いがあるという見解を持つております。と申しますのは、憲法第七十三條の規定によりまして、安保條約に基く行政協定は當然國會の議決を経なければならぬものであるにもかかわらず、今回行政協定が実施の段階に入らうとしておられるにもかかわらず、この基本である行政協定が國會の審議の上つておられない。従いましてこの行政協定に基きまして提案せられた本特別措置法案の提出自体に、われわれが憲法違反の疑いを持つておられるのだ、かように考えるのが反對の第一点であります。

さらに本案の内容を見ますと、總理大臣の権限によりまして、強制的に土地、建物の使用または收用が行われるのであります。これに對する確實なる補償が何ら約束されておられない。この点は憲法第二十九條において嚴として保護せられておられるところの國民の財産権に對する不当な侵害といわなければならぬと思ひのであります。これが反對の第二点であります。

さらに第三点といたしましては、今回の安保條約及び行政協定は、吉田政府の説明によりまして、信頼と和解の

きわめて寛大なる講和條約に立脚するものであるといふにもかかわりませず、また占領状態から脱却して、獨立の段階に入るにもかかわりませず、かかる強制的な形で國民の財産権でありますところの土地の使用及び收用が行われるといふことは、その根底になつておられますところの和解と信頼という点において、われ／＼多大の疑いを持つたざるを得なくなるわけでありませぬ。

かかる観点から、すでに現在において駐留軍關係の土地收用は一億四千五百坪の龐大な地域に上つており、建物が百三十六万坪、開拓地關係三千町歩、既耕地千三百町歩に及んでおられるが、さらに行政協定の実施段階に入りますと、いよ／＼この地域が拡大せられる危険を包蔵いたしていると、われわれはかように思ひます。しかも一方において日本政府が、警察予備隊の増強によりまして實質的な再軍備を強行いたしております關係から、ことに演習地その他駐留軍用のものとして確保されたものが、駐留軍のみならず警察予備隊においてもともに使用するというような關係からいたしますならば、今後日本の再軍備による土地、建物等の國民の権利の收奪が、この法律によつて駐留軍用の名において行われ、きわめて危険なる状態を包蔵しておるのであります。しかもこの補償が國民の血税によりましてまかなわれるといふ点から考えまして、憲法を無視して、外國のための軍事基地を國民の負担において行おうとする底意の明白なる本法律案に對しましては、わが黨といたしましては斷固として反對するものであります。

○松本委員長 これにて討論は終局いたしました。

ただいまより日本国とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に關する特別措置法案、内閣提出第一六四号について採決いたします。本法案を原案の通り採決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松本委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおお語りいたします。本案に關する委員会の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なきものと認めます。さうとりはからいます。

○松本委員長 次に耐火建築促進法案、鈴木仙八君外十三名提出、衆法第三四号を議題といたし、これより質疑に入ります。質疑は通告順にこれを許します。池田峯雄君。

○池田委員 耐火建築を促進するという法律を出すに至りましたら、いろいろの客觀條件があるかと思ひますが、これをまず承りたいと存じます。第二條に「防火建築帯は、都市の重要地帯にあつて、こゝなつておられます。しからば都市の重要地帯とはどういふものでありますか。各官庁などはいふれも鉄筋コンクリートの耐火建築になつております。従つて官庁の所在地が重要地帯であるといひましても、ここはすでに耐火建築になつておる。しかば銀座通りとか、田村町の通りとか、こゝういふところが重要地帯である

のかどうか。枢要地帯とするならば、何が基準でこれが枢要地帯であるのか、こういう点を承りたい。

○鈴木(仙)委員 御質問にお答えいたします。これは別に官庁街というものはありません。都市の構成上、経済上あるいは建築の密度関係で十分に枢要と考えるところが多々あると思いま

す。

○池田(兼)委員 つまり枢要地帯というものは、たとえば電車通りのようなところが枢要地帯になるのか。それとも貧民の住宅が密集している。従つて防火上どうしてもここを耐火建築にしなければならぬというような観点に立つのか。その点がなほだあいまいなのであります。たとえば銀座通りを枢要地帯だとすると、それでは銀座通りにはどういう建物が並んでおるかという

と、洋品屋であるとか、食堂とか、あるいはキャバレー、あるいはパチンコ屋、こういうものがずつと並んでおる。最近では銀座の一流店がパチンコ屋を始めた。新橋辺でも相当優秀な建物がパチンコ屋をやつておる、こういうパチンコ屋などの密集している地帯が、都市における枢要地帯になるのか、それとも三河島近辺の非常に小さな家屋の密集している地帯が枢要地帯であるのか、ひとつこの点をお伺いしたいと思います。

○鈴木(仙)委員 お答えいたします。ただいま池田さんがおつしやつたような、言いかえれば銀座街などの都心はこの法の精神として大体省くようになっております。あなたのおつしやる三河島のように、家屋の密集しているところ、やはり勤労大衆も多い、いろいろ不燃性でないものがある。万が一

火災を起した場合、一挙にしてその

辺が焼け野原になつてしまふ。そういうふうなものを防火の關係上努めて取入れるというのがこの法律の精神でありまして、最初からそれは論議になつておりましたが、大体銀座方面の大きな建物のあるところは、火災の度合いも少くなるのだからという考えで、あまりそこには防火帯をつくらぬといふことを考えております。

○池田(兼)委員 そういたしますと、都市の枢要地帯というのは一般に言われる政治的、経済的、社会的中心である所というのじゃなくて、むしろ住宅が密集しておる、しかも燃焼しやすい材料によつてつくられた住宅が非常に密集しておる地帯、これが都市の枢要地帯といふふうに理解するのでしょうか。そういうことになりますと、従来の枢要地帯という概念から申しますと、言葉の使い方が少し不正確なではあるまいかというふうに考えられるわけでは

ないかと。社会通念からいって都市の枢要地帯といふと、たとえば東京都においては丸の内とかあるいは霞ヶ関とか、こういうところが都市の枢要地帯になるのであつて、浅草とか三河島とか、こういうところは都市の枢要地帯といふものにはならないのじやないだろうか。あるいはまた工業都市の枢要地帯とは工場が密集し、その工場の周囲に工場労働者の住宅が密集している地帯といふことが考えられるのであり

まして、枢要地帯なるものの定義ももう少し明確にお示しを願つた方が将来のためにもいいのじやなからうか、この考えです。この点もう一べん御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(仙)委員 お答えいたします。もちろん銀座、丸の内も都市の枢要地帯であります。同時に都市の構成上、あなたのおつしやる浅草とか三河島方面ももちろん枢要地帯にこの法律の精神からは考えて行きたいと思ひますから、御了承願ひます。

○池田(兼)委員 従つてこの第二條を實際に行つて行く場合に、都市の枢要地帯にあつて、地上階敷三以上の耐火建築物が帯状に建築された防火帯となるように造成されなければならない。ということになりますと、東京とか大阪とか名古屋とかいうところは、全部そういうものにならないければならない。そのうち、それは莫大な金がいるわけですが、それに対して予算はわずか二億四千万といふ。二億四千万の予算で少しばかりの補助金をもらつて、しかもこれが防火建築をやらなければならぬ地帯だということになると、個人の負担ははかりしれないほど大きなものになるのであります。従つてそういう問題点を解決する方途は那邊にありや、この点に対して提案者の抱負の一端でも承つておきたいと思ひるのであります。

○鈴木(仙)委員 お答えいたします。なるほど御説のように予算とにらみ合しまして、きわめてこれが問題になつたのでございませうが、これはやはり重要なところから一つずつでも片をつけたいといふのが精神でございませう。

○池田(兼)委員 そういたしますと、具体的に鈴木さんがこの法律を執行するとして、東京ではまずどこに第一番に目をつけて事業を始めようとお考えになりますか。

○鈴木(仙)委員 私たちの考へ方は、東京なら大休中心部は火災の発生を

るおそれが少いと思ひます。それより中心を少し離れて、周囲の密集地帯から片をつけて行きたい、一つずつでも火災を防ぐように持つて行きたい、かように考えております。

○池田(兼)委員 そういたしますと、具体的に三河島には非常に小さなみじめな棟割長屋、背割長屋が密集しておるところがあります。あゝいうところを防火建築帯といふふうに指定するといひますと、ここに鉄筋コンクリートのアパートのようなものをつくる場合の個人の負担はどういうことになり、区、都の負担はどういうことになるのか、そういう点を一つの場合によつてお示し願へればなほは好都合だと思ひますので、この点を御質問いたします。

○鈴木(仙)委員 お答えいたします。ただいま池田さんのおつしやる三河島方面の棟割長屋というところ、これは、不良住宅の改良事業で措置が講じられると思ひるのでございませうが、これは不燃性のものを建てられる人に、まずその重要な度合いから補助をすることになりますとすれば、幾らか違ひのじやないかと思ひます。またそういうことで補助をしたことによつて棟割長屋などが火災をよけることには十分なりますと、それはいろいろな点をにらみ合せてやつて行つた方がいいと思ひます。

○池田(兼)委員 とにかく国の予算が非常に少ないのでありますから、それを非常に少いのでありますから、それを全国に実施するといふことはなほはだむずかしいことであらうと思ひます。金を東京、大阪、名古屋その他にどの

程度に配付する予定でございませうか、政府の方にこの点をお聞きしたいと思います。

○師岡政府委員 まだ地方からの希望も出そろいませんので、その希望が出そろいました上で、最も効果的な地点から、この初年度としましては、最も効果的な使用の方をして指定して行きたいと考へます。

○池田(兼)委員 最近政府の施策一般を考へますと、非常に戦争を予期し、それに対する対策を種々講じているように考へられる。警察予備隊のしかり、また今この委員会を通つた日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障協約第三條に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法という

よゝなもの、これも明らかにアメリカが日本をアジアにおける侵略戦争の第一線基地として装備しようといふ建前から出ているように考へられる。また政府が北海道等に対して非常な予算的措置を講じておる。たとえば道路にいたしましても北海道の道路はほとんど全額国庫負担でやる。こういう点から考へてみましても、一旦緩急ある場合は、たとえば機銃や爆弾などが落ちたときに家が焼けないようにしたいといふ建前から、予算を重点的に重要都市、重要箇所配付して行く、機銃や爆弾等を予想して配付して行く、そういうことになると、鈴木さんの意図

は、あるいは三河島の住宅地帯かもしれなけれども、しかしながら実際に配付する場合においては、あるいは防火地帯を指定する場合においては、その

予算を配付するようになつて結果と

なりませうか。

しては相なるのではあるまいか、こう考えられるのでありまして、この点についての政府の意見を聞いておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 大だいま御指摘のよらなことは、政府側といたしても毛頭ないつもりでございます。この耐火建築促進法の趣旨にのつとりまして、その都市の防火上最も必要であるというその必要性を十分に勘案しまして、必要な地点を指定して行きたいと考えております。

○池田(鑑)委員 私の質問は終りました。

○松本委員 村瀬宜親君。

○村瀬委員 私は将来の運用についてお伺いいたしておきたいのであります。当委員会では、熱心に審議をして参りました点は、いずれも国土の再建に最も重要な法案ばかりであることは自他ともに認めておるところであります。これをまた別の見方からいいたしますと、ひとり都市偏重の法案ばかりを建設委員会は取上げているのではないかと、見方をする者もあるのではないかと、たとえば先般通過いたしました十五億円の道路整備特別措置法、いわゆる関門トンネル等をつくらうという法案も、それがたとい預金部資金から出ようとどこから出ようと、国の資金計画の一環であつて、その十五億は将来は百億にもなるのであります。それが潤うところは都市であつて、農村にはほとんどこれらの均霑は期待されないという状態でありまして、この防火法案も、金額はわずかに二億であります、きわめて大事なものである。将来の運営にあつては、むしろ防火は都市を中心すべきではあります。

が、提案者におかれてはいわゆる地方への防火施設の均霑という点にどういふ構想を持っておられるか、この際伺つておきたいと思ひます。

○鈴木(仙)委員 お答えいたします。大体この法案を作成いたしました点について、私自身も公平な分布という観点から考へておりました。東京、大阪あるいは今までの大都市にこれを重点的にやるという考へは毛頭持つておりません。地方の中小都市にどん／＼これをやりたいという精神でやつております。

○村瀬委員 提案者のお考へは私非常に満足であります。そこで次に伺つておきたいことは、はからずも鳥取の大火がありまして、百七十億の損害といわれておるのであります。今提案になつております法案の審議の途中において突発した大火であります。この鳥取火災に対する本法案の適用が最初の計画とどういふふうになつておるか、さらに碎いて申しますならば、二億円の予算のうち鳥取へのどのくらいさかねばならない結果になる予定でありますか、この際伺つておきたいのであります。

○鈴木(仙)委員 鳥取の火災の問題に對する予算の配分ということ、この法案と離れて別に考究するかどうか、まだ研究中であります。

○村瀬委員 この際政府委員に伺つておきたいのであります。別と申しますのは、いわゆる公共事業費のわくはことし大体きまつておるはずであります。あるいは八月ごろの通常国会における優先的補正予算の了解ができ、先般通過いたしました二十七年年度予算

のうち、どの部面を充てるということになつておるか、政府側の御答弁を願ひます。

○師岡政府委員 鳥取の復興につきましてもこの法律案が通りますれば、もちろんこの法律によりまして防火建築帯の指定をしまして助成をして行くことに相ならうと思ひます。二億円の使用の問題になります。これは一応はもちろんこの二億円から助成金を出して行かなければならぬということ考へます。ただ当初におきましての計画としましては、この鳥取の方には初め希望がございませんでしたので、入つておりませんが、こういう災害が突発しましたので、二億円からやは一歩をさいて出さなければならぬのではないかと考へております。

○淺利委員 ちよつと今の質問に關連して當局に確かめておきたいと思ひます。ただいまの予算は二億円でありますが、これは過去の災害なり、あるいは現状を基礎として最小限度の予算を見ておる。もしこれが将来鳥取のごとき突発事件が次々に起るといふこと、その都度既定予算をさいて出すということになりますれば、せつかく計画をしたことが画餅に歸してしまふおそれがあります。でありますから、むしろ鳥取の場合のごときは、法案の適用は当然でありますけれども、予算措置としては別個に新たな予算を追加でとるとか何とかがしてやるのが適当ではないか、そうしなければ何年たつても、このりつばな法案ができて、この目的が達成せられないということになると思ひます。

それと同時に一つ当局の意見を伺ひたいことは、洪水の場

合の災害に對してはある程度の予備費が認められておる。過年度災害のほかにもが計上されておる。日本の現状を見ますれば、年々火災のために焼失する家屋が非常に多いのであります。一方において住宅政策として公営住宅の緩和をはかつておる。この緩和は毎年の災害が非常に多い、こういうものを見込んで、いろいろの施設をしたと申しますけれども、しかし鳥取のごとく突発的に非常な災害が起つて来るといふことになると、この既定計画というものはくずれて来る。でありますから、住宅政策の一環として、この年々起るところの新たな災害の統計というものはわかつておる。大体これを目安として、住宅に關する予備的の予算を獲得しておくといふ必要はないか、そういうことについて政府はお考へになつておるか、この点をひとつお聞きしておきたいのであります。

なかつておるから、もう一つ政府当局にお尋ねしておきたいことは、この現在の予算はわずかに二億円程度であります。せつかく防火地帯として指定されておつても、その額が少ないためにかへつて住宅の建築を阻害する結果になると思ひます。これは先刻池田委員からもその意見があつたやうであります。この際において政府、ことに住宅局長は新たにその職責につかれたのでありますから、この法案成立後におきましては、政府が真にこの防火建築を普及するやうに格段の熱意を持つて、予算獲得に絶大の力を注いでいただくかなければ、この法律ができたために、かへつてこの防火地帯における建築の新築を阻害するといふ結果になると思ひます。予算の補助をもらへるならば、今年建てようとした者でも来年に見送るといふやうなことになる。かへつてこの住宅の建設なり、あるいは事務所の建設その他の建設を阻害するといふことになりましますから、そういうことになつたならば、この法律ができて、かへつて日本の発展を阻害するといふことになりましますから、真にこの法律の精神を生かすならば、せつとも政府当局におきましては予算措置について格段の努力を願わなければならぬと思ひます。これに對する政府の御決意のほどをあわせて伺つておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 防火建築帯の指定がその都度災害等によりまして変更をされるというやうなことがありましてはならぬことは御指摘の通りでございます。防火建築帯の指定は全国にわたつて、一貫した方針でやつて行きたい、かように考へております。災害が起きた場合に、その災害地域に防火建築帯が指定されておきません。場合の措置が問題になると思ひますが、これはちよつと今度の鳥取の災害がまさに適例なのであります。かやうな場合には急遽に防火建築帯を指定いたしました。再び災害を繰返さないやうにいたしたいと考へておりますが、その場合の予算措置といたしましては、先ほど御説明しました通り、一応はすでにきまりました予算の中できめて行かなければなりません。さらにその

ば、この法律ができたために、かへつてこの防火地帯における建築の新築を阻害するといふ結果になると思ひます。予算の補助をもらへるならば、今年建てようとした者でも来年に見送るといふやうなことになる。かへつてこの住宅の建設なり、あるいは事務所の建設その他の建設を阻害するといふことになりましますから、そういうことになつたならば、この法律ができて、かへつて日本の発展を阻害するといふことになりましますから、真にこの法律の精神を生かすならば、せつとも政府当局におきましては予算措置について格段の努力を願わなければならぬと思ひます。これに對する政府の御決意のほどをあわせて伺つておきたいと思ひます。

いふ災害の場合には、この法案にも四分の一を三分の一とするという規定もございまして、さらに予算の必要が生ずると思ひますので、さらに予算の獲得につきましては、その都度関係方面と折衝いたしまして、一層防火建築帯の充実という事に努力して行きたい、かように考へております。

○村瀬委員 私には本法案の重要性を認めるものでありまして、これで質問は打ち切りますが、最後にこの法案と最も関係の深い問題として、今回新たに就任されました師岡住宅局長の本委員会の初出席に對し御方針を伺つておくことが、本法案の運営の上にかきわめて大切であると思ひます。これは日本が火災亡國にもなりかねないといふことは、今度の空襲でも体験をしたことであり、マツチ箱のような日本家屋の構造からしてやむを得ない点はいいなが、局にあるものはこれをどうやつて防ぐかという根本的な施策がなければならぬと思ひます。これは第一歩を踏み出したのでありますが、新任の住宅局長にはどういふ御抱負を持っておられるか、たとへばいわゆる防火鉄筋の建築物を日本に充満さすといふことは理想であります、資金資材の面で容易に短日月でできることではありませぬ。そのほかにもどういふ方法があるか、あるいはこの一定の建築物に對しては法律をもつて一つの火災報知機といふものを必ずつけさせます。建築と同時にそれを十分監督するといふような、一つの効果ある方法を法制化するといふようなことも、一つの施策であると思ひます。その他いろいろあると思ひます。あるいは都市

計画において非常に幅の広い道路をつくつて、その市街をプロツク別にして、かりに大火があつても一プロツクでその火事をとめてしまふといふようなことも一つの方法であります。それから全般を通じて有機的な計画を、新任住宅局長はどのようにお持ちであるか、この際御抱負を伺つておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 日本の都市の大部分は木造でできておりますために、一たび火災が発生いたしますと非常な大火に陥るので、日本都市の不燃化といふことはすでに戦争前から叫ばれておりましたし、またこの戦争による災害に基いて、一層その必要性を痛感されるに至つたわけでありませぬ。さういふ必要からこの耐火建築促進法案が提案になつたものと考へるのであります。もちろんたゞいま御指摘の通り、この耐火建築促進法案では、不燃化の真に十分な手段とはまだ言ひがたいと思ひます。もちろん都市の不燃化のためには、この耐火建築促進法案をさらに一段と拡充し、押し進めるとともに、他面現在の消防施設その他の防災施設を充実する。また都市計画の面におきましても、防災的な見地におきましても、ろな施設が講ぜられるわけでありませぬので、かような諸般の施設を総合いたしまして、真の都市の不燃化を実現しなければならぬと思ひます。私が前に住宅局におられました当時、この問題が取り上げられておつたわけでありませぬ、局長といたしましては、まだ就任日が浅いので、これをどういふ具体的な手段によりまして総合し、充実して行くかといふことについては、まだ申し上げる程度に止つておられます。

が、大きく申し上げまして、ただいま申し上げましたように都市の不燃化の総合、充実という点につきましては、ぜひとも今後一層の努力をもつてこれに向つて行かなければならぬ、かように考へております。

○村瀬委員 火災報知機の法制化は考へておりませぬか。

○師岡政府委員 これは消防法の規定に基きまして、條例をもつて設置が規定されております。

○松本委員 田中君之進君。

○田中委員 小委員会が相当練られた結論でありますから、多くをお伺いしなくてもよいと思ひますが、関連して主として政府委員に一、二お伺いしてみたいと思ひます。これはいよいよ耐火建築促進法と銘打つた法律ではありますけれども、耐火建築促進法のほんの一步を踏み出すだけの意味しかないことは、出発点でありますからやむを得ないと思ひますが、一つのモデルタイプをつくつて行くといふ意味合いにおきまして、防火建築帯をつくつて行くといふ考へ方には党としても賛意を表するのであります。しからばその防火建築帯に建築されるところの耐火建築の資材の問題、その他の関係が出て参るのでありますけれども、いよいよ耐火プロツクその他鉄骨、鉄筋コンクリート、いろいろの耐火建築の方法があると思ひます、さういふ方面の耐火建築資材の認定の問題を、建設省としても従来からやつておられると思ひますが、この法律の制定に伴ひましてさういふ方面の施設を一段と拡充しなければならぬと思ひます、都市の根要の地帯だけに防火建築帯がこしらえられ

が、大きく申し上げまして、ただいま申し上げましたように都市の不燃化の総合、充実という点につきましては、ぜひとも今後一層の努力をもつてこれに向つて行かなければならぬ、かように考へております。

○村瀬委員 火災報知機の法制化は考へておりませぬか。

○師岡政府委員 これは消防法の規定に基きまして、條例をもつて設置が規定されております。

○松本委員 田中君之進君。

○田中委員 小委員会が相当練られた結論でありますから、多くをお伺いしなくてもよいと思ひますが、関連して主として政府委員に一、二お伺いしてみたいと思ひます。これはいよいよ耐火建築促進法と銘打つた法律ではありますけれども、耐火建築促進法のほんの一步を踏み出すだけの意味しかないことは、出発点でありますからやむを得ないと思ひますが、一つのモデルタイプをつくつて行くといふ意味合いにおきまして、防火建築帯をつくつて行くといふ考へ方には党としても賛意を表するのであります。しからばその防火建築帯に建築されるところの耐火建築の資材の問題、その他の関係が出て参るのでありますけれども、いよいよ耐火プロツクその他鉄骨、鉄筋コンクリート、いろいろの耐火建築の方法があると思ひます、さういふ方面の耐火建築資材の認定の問題を、建設省としても従来からやつておられると思ひますが、この法律の制定に伴ひましてさういふ方面の施設を一段と拡充しなければならぬと思ひます、都市の根要の地帯だけに防火建築帯がこしらえられ

るといふことだけでは、この法律の名称にもなつておきますところの耐火建築促進といふことのほんの一部分にしかすぎないのでありまして、私は耐火建築促進といふ観点から申しますと、むしろ耐火建築資材の生産の拡充の問題であるとか、あるいはその資材が確實に耐火の目的を達するかどうかといふようなことについての厳重な検査、あるいはさういふものを生産するための指導といふ方面に力を入れなければならぬと思ひます。現在建設省としてさういふ面においてどういふ御処置をとつておられるか。また今後この法律の制定と関連をいたしまして、その面を強化せられる御方針であるか。この点を伺つておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 建築物を耐火的にするために耐火建築資材の研究をする必要があることは御指摘の通りであります。これにつきましては、従来建設省では建築研究所におきまして相当研究をいたしておるわけでございます。だん／＼といふものもできております。またこれは資材的に構造的に検討いたしておるわけでありませぬ。

○田中委員 私はこの法律が制定される機会に、むしろさういふ方面についての耐火建築資材の生産の確保、その他の面に重点を置かなければいかぬ。それは同時に、建設省において先年から進めておられます住宅金融公庫関係において建設されるものにおきまして、この法律がねらつておられますところの——ことに第一條にある火災防止、耐火という点を生かして行くために、国としての政策をやはり講じて行かなければならぬのではないかと私

はかように考へておるのであります。最近市営住宅あるいは県営住宅等の建設も相当進められております。しかしわれ／＼の見受けるところ、なかなか耐火という点についての力の入れ方、またさういふ方面への指導が欠けておる。今度の鳥取の大火のような場合に於いても、都市の一區画に防火建築帯をつくることによりまして、その範圍を局限する効果のあることも、われわれは十分認められるのでありますけれども、住宅政策の見地から見ますならば、私はこれから建設せられて行きます公共の建物、あるいは公營の住宅あるいは民間人の立てる住宅におきまして、十分その趣旨が盛り込まれなければいけないと思ひます。その面においては今後どういふように処置されて行く考へであるか。特に住宅金融公庫の関係において、耐火的な設備というより耐火建築の趣旨をどこまで織り込んで行く御方針であるか、その点だけ重ねて伺つておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 住宅金融公庫の個人の分につきましては、現在のところは個人の意思を尊重いたしまして、必ずしも鉄筋でなくともさしつかえないといふことになつております。しかし住宅金融公庫法全体の建前といたしましては、貸付資金の三〇％以内までは耐火建築の賃貸住宅ができるようになっておりますので、全体としまして、耐火建築の促進という見地が盛り込まれておるよう考へております。

○村井説明員 ただいまの局長の御説明に少し補足して参ります。田中委員のおつしやいましたことは、まことにごもつともなのでございまして、私ど

も技術を担当いたしております者とい
たしましては、極力資材を使わないよ
うに、またできるだけ安い耐火建築が
できるやうにということに努めてい
るわけでありませう。最近研究が進められ
まして、私の方の技術研究所におきま
しても、実物大の建築の震動実験をい
たしまして、その耐震性につきまして
も、相当自信を持つて参りました。い
わゆる組立て鉄筋コンクリート、あ
るいはコシクリート・ブロック造ある
いは軽量コンクリートを使いました鉄筋
コンクリート、こういつたものを極力
押し進めて参りたい。ただいままで普
通鉄筋コンクリートといわれておりま
したものは、鉄にいたしまして坪当り三
百キロ内外、セメントにいたしまして
六百キロから八百キロ内外を使つてお
りましたが、かような工事をいたしま
すと、鉄の方は百五十キロ内外で、約半
減いたします。それからセメントの方
も大体四百キロ内外で、これも約半減
いたしますわけでありませう。かようなこと
で、従つて建築費の方も安くなつて参り
まして、私の方でいろいろ見積りまし
た結果から申し上げますと、大体五万
五千円内外である程度のものでござ
るのじやないか、そういうところまでこ
ぎ着けて参りました。さらに一步進め
まして、さらに安くなるやうに努力し
て参りたいと思ひます。なおまた御指
摘のございました材料の品質につきま
しては、日本の工業標準化法によりま
す工業標準の制定をできるだけ行いま
すやうにとめておるのであります
が、この方は通産省とわれ／＼の方と
密接に連絡いたしまして、優良品の選
定をいたすやうにいたしております。
かやうにいたしまして、私どもとい

しましては、できるだけ耐火建築が普
及して参りますやうに、要するに安
く、いいものが手に入るやうに、だん／＼
に進めて参りたい、かやうに考えまし
て、それに努めている次第でありま
す。

○田中委員 先ほど淺利委員から
も、政府に対しての予算的な処置につ
いての要望があつたわけですが、私
も、この防火帯建築の希望というより
は、むしろ建設しなければならぬ必
要のあるところはどん／＼これを進め
て行くということにいたしまして、必
要な予算が刻々に増額されて行くよ
うな方向に向いて進んで行くために、こ
の法律ができた以上、政府の方で、特
に事務当局の方で、そういう方面の準
備を進めていただきたいと思ひます。
さらに私がお伺ひした点によつて
ややはつきりして参つたのであります
けれども、防火建築帯以外の部面に、
いかにして耐火建築を普及せしめて行
くかという観点から来るころの資材
の生産あるいは品質の向上、価格の引
下げというやうな面について、やはり
国としての適切な財政的な援助がな
ければならぬと思ひます。そう
いう点について、事務当局の方、また
技術研究所の方で、そういう方面の準
備を整へば、この法律にそういう面を
織り込むことによつて、政府は、財務
当局において当然必要な予算的措置を
講ずるやうな方向にこの法律をよりよ
く発展せしめて行くということも可能
だと思ひます。事務当局においては、
この法律ができたことだけで満足せず
に、やはりそういう方面の準備を進め
ていただきたい。幸い住宅局長も新し
く就任せられたのでありますから、ひ

とつてそういう建設的な面に積極的な努
力を拂つていただきたい。そうでなけ
れば先ほど池田委員が指摘いたしまし
たやうに、日本が再び戦場化すること
に對してそれに対応する一種の何か局
部的な措置のやうな印象を、池田委員
のみならず私らとしても受けざるを得
ない。もしこれだけでとどまるなら
ば、そういう印象を拂拭することは不
可能だと思ふ。そういうことのないこ
とを私も確信いたしますけれども、こ
の法律の第一條においては、やはり耐
火建築を促進するといふことがねらい
のやうでありますし、それを促進する
一つの方法をこの法律は具体的に規定
したものであるといふことをひとつ十
分認識せられまして、今申し上げた点
についてせつかくの努力をせられんこ
とを強く要望いたしまして、私の質問
を終ります。

○田中(角)委員 動議を提出いたしま
す。本法律案は、当委員会において小
委員会を設けて十分審議の上、結論を
得て立法せられたものであります。か
ら、以上をもつて質疑を終了し、討論
を省略して、採決せられんことを望み
ます。

○松本委員 ただいま田中角委員
より、質疑を終了し、討論省略の上、
採決に入るべしとの動議が提出されま
したが、田中君の動議に御賛成の諸君
の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○松本委員 起立多数。よつて田中
角委員の動議は成立いたしました。
これより耐火建築促進法案につき採
決いたします。本案を原案の通り可決
するに賛成の諸君の御起立を願ひま
す。

〔賛成者起立〕

○松本委員 起立多数、よつて本案
は、原案の通り可決すべきものと決し
ました。

なおお諮りいたします。本案に關す
る委員会報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願ひたいと存しま
すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員 御異議なしと認め、さ
やうとりはからいます。

○松本委員 此の際お諮りいたしま
す。日程を追加して公共工事の前拂金
保証事業に關する法律案、内閣提出
第一五〇号を議題といたしたいと思
ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本委員 御異議なしと認め、日
程は追加されました。

公共工事の前拂金保証事業に關する
法律案につき、前会に引続き質疑を続
行いたします。村瀬宣親君。

○村瀬委員 私は、建設大臣に本案の
骨子についても一度お尋ねをいたし
たいのであります。前回もいろいろお
尋ねいたしました。今日は特に建設
大臣から御答弁を得ておきたいのであ
ります。公共工事の前拂金を出して、請
負業者をして工事をしやすくさせて、
それによつて必要な再建の工事を進め
ようという立法の趣旨には、何人も反
對するものではありません。ただ第
十七條を見ますと、保証料のほかに保
証基金を設けなければならぬといふ
ことになつておりますが、この考え
がどうもはつきりいたさないものであ
ります。聞くところによりますと、請負
業者は、銀行があまり正確にその内容

を調査してくれないので、金融に非常
に困る。それで高利の金を借りて、請
負工事をやつておる。従つてこの法律
案が通るならば、政府は一億円の工事
は三千万円前拂いをただちにいたそ
う。そのかわりに保証料と保証基金を
出せといふのであります。なるほど
保証料といふものはわかりませう。日
歩一銭といふ政府の答弁であります
が、保証基金といふのは一体保証料と
どう違ふのであるか。積み立ててお
いて、返すのであるか、返さないもので
あるか。これもまた日歩一銭だとい
うのであります。この保証基金の本質
はどういふものであるか。これをま
す明らかにしていただきたいのでありま
す。

○野田国務大臣 今の御指摘の金は、
返す建前になつておるのであります。
なお詳しいことは局長より補足させ
たいと思ひます。

○池田政府委員 保証基金を保証料の
ほかに保証会社が徴収いたしました。こ
れを積み立てておくといふことにつ
きましては、先般お話し申し上げまし
た通り、要するに、この保証会社の資
本蓄積といふものがただちに自己資本
だけではいたし得ない、こゝろ關係
になつて参りますので、その資本のほ
かに、蓄積されます保証基金を保証債
務に對立します一つの積立ての基金と
いたしております。いざ事ある場合
資金源にするといふ建前でありまし
て、これはあくまでこの保証契約の当
事者であります業者からの預かり金と
いたして、おおむね三年を経過すれ
ば、十分な蓄積が行われる。それによ
りまして保証基金といふものをそれ以
上積み立てる必要のない段階が来るの

